

# 阿蘇中のおたより 「先を読み、今を為す」 7

2018年版  
警察庁  
文部科学省

## ネットには危険もいっぱい

**△ 他人事だと思ってない？**  
 SNSを通じて犯罪被害に遭った子供が増えており、平成29年は過去最多です。  
 特に夏休みは、様々なトラブルに巻き込まれないよう、しっかりと考えて行動しましょう！

**△ 平成29年に検挙した実際の事例 △**

<p><b>事例1 優しい人だと思って安心したら...</b></p>  <p>SNSで知り合って仲良くなった人に、悩みを相談したら「慰めてあげる」、「迎えに行っておあげるよ」などと誘い出されて、犯人に連れまわされる被害に遭ってしまいました。</p> <p><b>!</b> 誘拐や殺人事件などの重大な犯罪に巻き込まれてしまうケースもあります。</p>	<p><b>事例2 お金欲しさに軽い気持ちで...</b></p>  <p>お金が欲しくてSNSで知り合った人と会い、「俺の後ろにはヤクザがいる」などと脅されて性被害を受けてしまった。さらに、その様子を動画に撮られネットで流されてしまった。</p> <p><b>!</b> 男子にも同様の被害に遭った子供もいます。</p>
<p><b>事例3 自撮り画像を送信してしまい...</b></p>  <p>「タダでLINEスタンプをあげる」という人がいたのでもらったら、「裸の写真を送れ」と脅された。断ると犯人は同年代の女の子になりすまし、「私も断ったところ、ひどい目にあった」などと言って不安にさせ裸の写真を送らされてしまった。</p> <p><b>!</b> 100人以上の子供が裸の写真などを送らされてしまいました。</p>	<p><b>事例4 気がついたら自分が加害者に...</b></p>  <p>SNSで同級生から女子生徒の裸の動画が送信されてきたので、深く考えずにその動画をほかの同級生にSNSで送信してしまいました。</p> <p><b>!</b> 人からもらった裸の動画や画像を転送するだけでも犯罪になります。(※)</p> <p><small>※児童買春・児童ポルノ禁止法違反(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)</small></p>

(警察庁広報資料より抜粋)

\*決して都市部だけの問題ではありません。地方の被害生徒もいます。お子様にスマートフォン等を買う与える場合は、リビングでの使用をルールにする等、保護者の見守りをお願いします。日頃から家族で相談できる関係づくりも事件の未然防止に大切です。